⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、札幌市白石区菊水５条１丁目４番７号第六司レジデンス205号室に事務所を設け、貸金業を営んでいたものであるが、北海道知事の登録を受けないで、業として多数人の顧客らに対し金銭の貸付けを行うに当たり、貸付けの元金及び法定の限度の割合を超える利息を受領するに際し、平成20年７月９日から平成23年１月17日までの間、3650回にわたり、多数人の顧客らに、前記貸付けの元金及び法定の利息を超えた利息合計１億1,348万9,656円を、被告人が管理する札幌市北区新川２条７丁目３番20号所在の株式会社北海道銀行新川中央支店に開設されたグット代行サービス木村博名義の普通預金口座ほか６口座に振り込み送金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反
８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）
〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目　札幌第３合同庁舎
札幌地方検察庁　被害回復給付金事務担当　電話番号　011―209―7033
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（札幌地方検察庁検事正）に対して審査の申し立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申し立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申し立てがなされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定めるための処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるために緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分取消しの訴えは、当該処分にかかる裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟においては国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（札幌地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

公示送達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条ただし書き及び第３項の規定に基づき、以下のとおり公示する。
平成 24 年６月 18 日
厚生労働大臣　小宮山洋子
１．公示事項
２．に掲げる者に送達すべき審査請求に関する決裁書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番地２号中央合同庁舎５号館厚生労働省1701号室内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
２．送達を受けるべき者の審査請求時の氏名、審査請求時の住所及び審査請求日
白石　一也　平成12年８月４日
北海道旭川市４条通り22丁目
安木　重雄　平成13年１月13日
和歌山県和歌山市楠本272―４
中川　　洵　平成13年７月16日
宮崎県宮崎市大島町笹原2016番地ケントパレス宮崎105号
江口　英壽　平成15年９月11日
岐阜県岐阜市日野北４の５の12
坂本　英樹　平成17年２月２日
広島県広島市東区戸坂大上１―４―４―４
田中　　強　平成17年８月８日、同月９日、同月11日、同年10月13日、同月17日、同年11月１日、同月11日、同月15日及び平成18年３月８日
広島県広島市中区大手町２―７―２ウエノヤビル10階
田中マサ子　平成17年11月11日、平成18年３月８日
広島県広島市中区大手町２―７―２ウエノヤビル10階
岡　　久　平成17年11月19日
静岡県沼津市高砂町85ヴィラメゾンＴＡＫＡＳＡＧＡＯ205
水谷　　滋　平成18年４月６日
東京都目黒区碑文谷６―７―13―203
中西　　均　平成19年６月１日
北海道寿都郡寿都町字磯谷町島古丹120番地
大源　勝則　平成20年11月４日
鳥取県鳥取市若葉台南６―27―15

解散命令書

関東運輸局公告第１号
別表の上欄に掲げる組合は、その代表権を有する者の所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を別表下欄のとおり公告する。
平成 24 年６月 18 日
関東運輸局長　神谷　俊広
別表

名称及び主たる事務所の所在地	命令の要旨
東京都貸自動車事業協同組合 東京都羽村市小作台２―16―27	中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
日本レンタカー事業協同組合連合会 東京都中央区日本橋本町３―７―９	同上

〔教示〕　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

指定調査機関失効公告

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第４条第２項に規定する指定調査機関がその指定に係る業務を廃止したことに伴い、同法第41条の規定に基づき、その指定が効力を失ったことを確認したので、公告する。
平成 24 年６月 18 日　　関東地方環境事務所

氏名又は名称	住　　所
東海地質株式会社	静岡県静岡市葵区唐瀬１丁目18番８号

指定調査機関失効公告

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第４条第２項に規定する指定調査機関がその指定に係る業務を廃止したことに伴い、同法第41条の規定に基づき、その指定が効力を失ったことを確認したので、公告する。
平成 24 年６月 18 日　　九州地方環境事務所

氏名又は名称	住　　所
株式会社エコテック	福岡県福岡市中央区薬院３丁目10―12東峰マンション202

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。
平成２４年（家）第７０９５号
福岡市博多区博多駅東２丁目５番19号
申立人　九州債権回収株式会社
本籍佐賀県唐津市西唐津２丁目6373番地、最後の住所福岡市南区大池２丁目12番17号、死亡の場所福岡市中央区、死亡年月日平成23年３月９日、出生の場所佐賀県東松浦郡厳木村、出生年月日昭和７年９月14日、職業不明
被相続人　亡　山口　久雄
事務所福岡市中央区赤坂１丁目16番13号　氷室合同司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　木戸　孝充
福岡家庭裁判所
平成２４年（家）第７１３８号
福岡県朝倉市菩提寺793番地８
申立人　川上喜代太
本籍福岡県朝倉郡上秋月村大字江川249番地、最後の住所不詳、死亡の場所福岡県遠賀郡中間町、死亡年月日昭和９年４月10日、出生の場所不詳、出生年月日明治８年２月20日、職業不詳
被相続人　亡　川上金太郎
事務所福岡市中央区舞鶴２―２―11　富士ビル赤坂５階　翼・篠木法律事務所
相続財産管理人　弁護士　塩田裕美子
福岡家庭裁判所